

冬季の凍結等による転倒労働災害の分析結果について

平成25年11月 石川労働局

事業場において発生する転倒労働災害のうち、凍結等によるものが毎年かなりの割合を占めています。

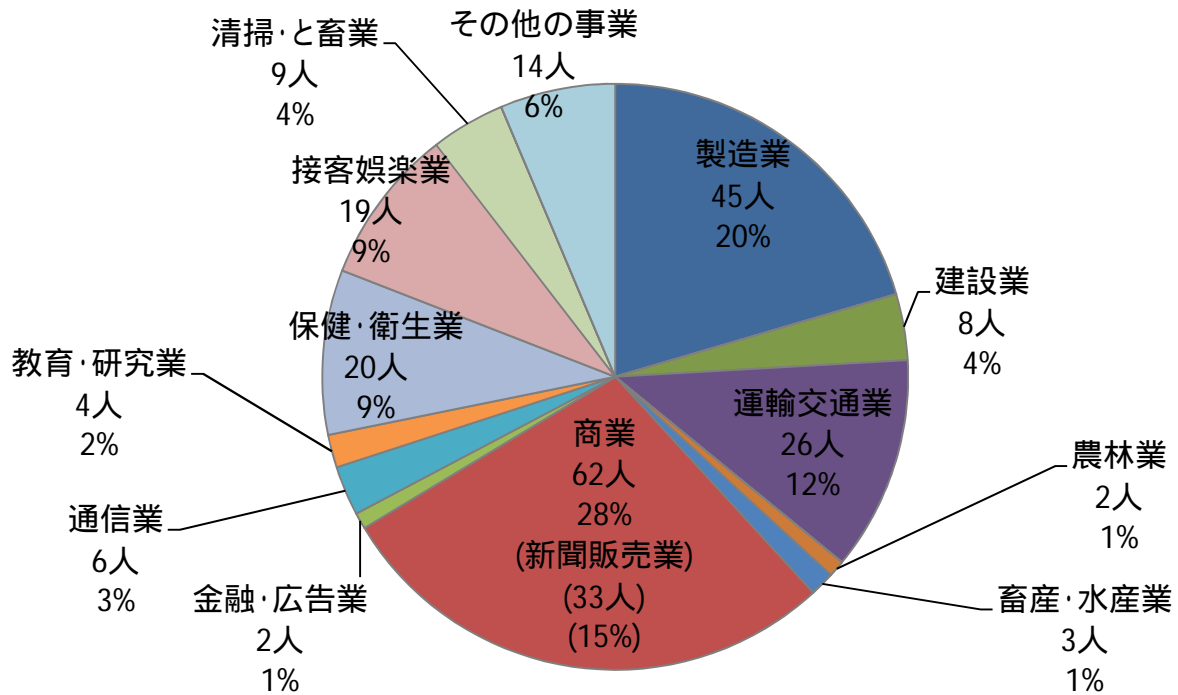
凍結等による転倒労働災害(休業4日以上)について、平成22年1月から平成24年12月までの3年間に発生した220人を分析した結果をここにとりまとめました。

業種別では商業がトップ

業種別に分析したところ、**商業(28%)**がもっとも多く、製造業(20%)、運輸交通業(12%)、保健・衛生業(9%)、接客娯楽業(9%)の順となっています。

また、商業のうち新聞販売業が大半(全体の15%)を占めています。

凍結等による転倒災害における業種分布(H22～H24)



時間帯別では早朝～通勤時間帯に集中しています

時間帯別に分析したところ、朝刊配達時間帯である4時台～5時台及び通勤時間帯である6時台～9時台の間に集中して発生しています。

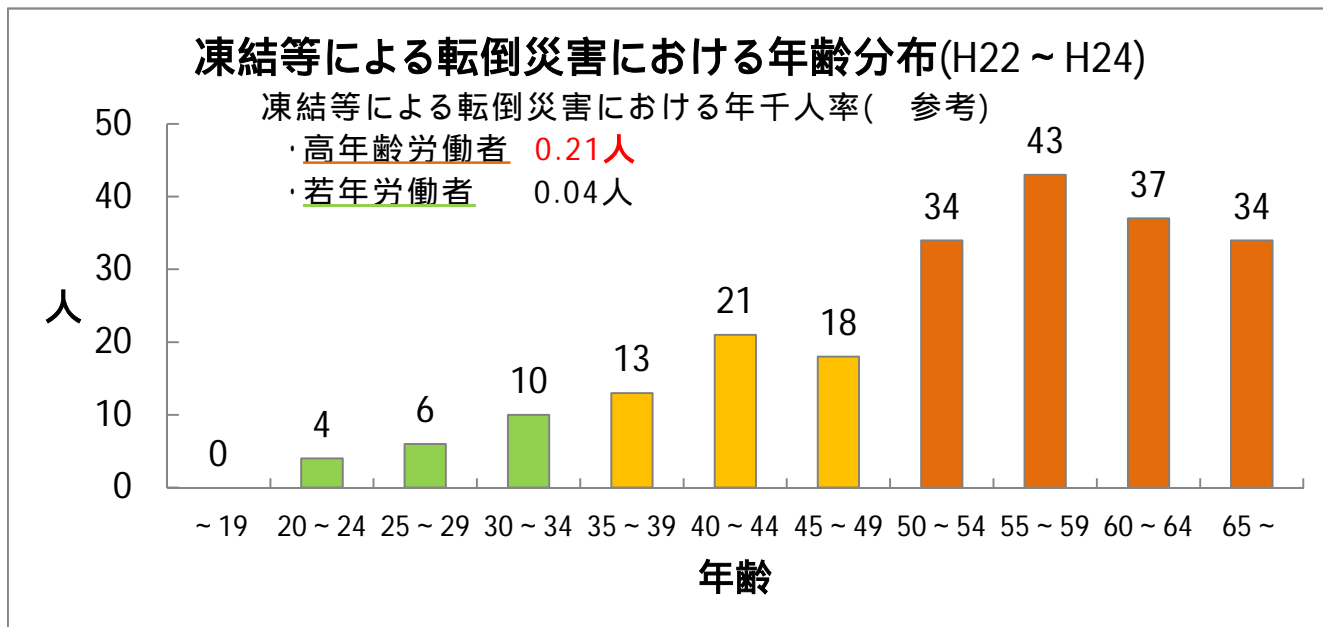
(業務災害のみで通勤災害は含まれていません。)

時間帯	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
災害発生件数	1	1	5	7	13	17	9	45	44	21	11	4	3	4	5	7	7	3	2	2	3	3	1	2

年齢別では50歳以上に集中しています

年齢別では、いわゆる高年齢労働者(50歳以上)に集中(67%)して発生しています。

また、高年齢労働者における凍結等による転倒災害発生率は、若年労働者(15~34歳)に比べ約4.7倍となっており、特に注意が必要です。

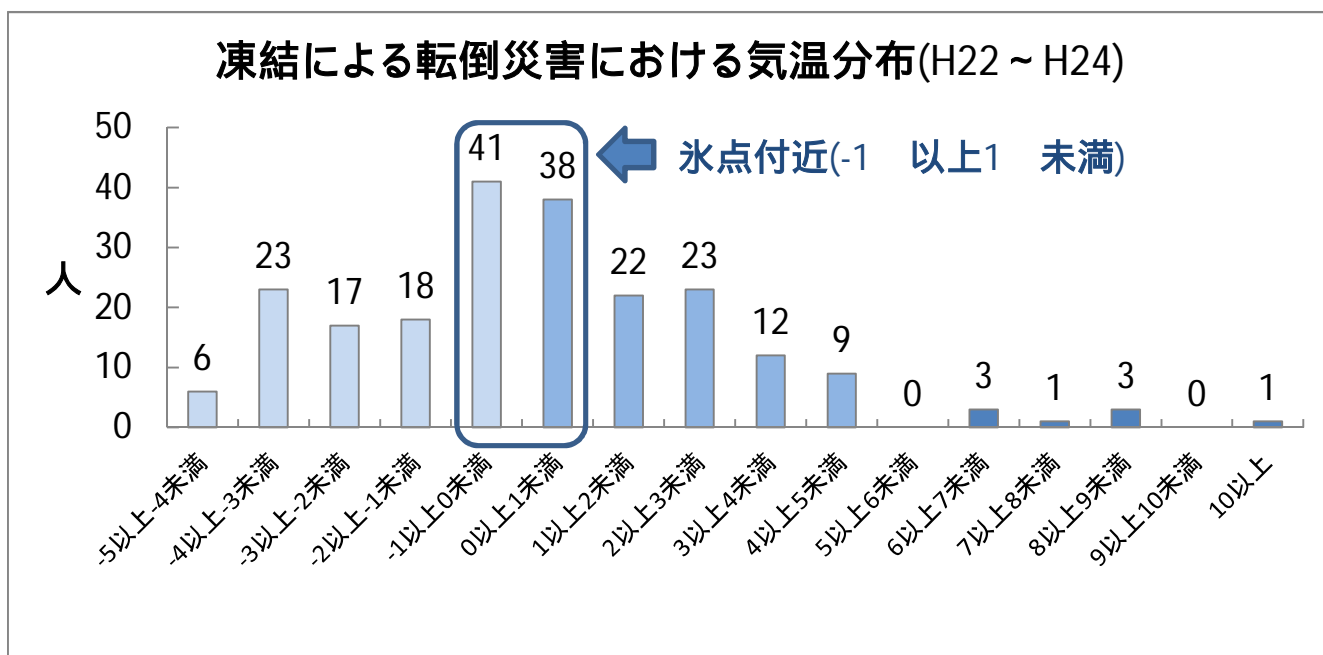


1年間における労働者1,000人当たりが発生した凍結等による転倒災害の被災者数

気温別では0 付近に注意が必要です

気温別では、氷点付近(-1 以上1 未満)が36%を占めており、氷や圧雪の表面に水の膜が張っているときなど、氷と水が混在している場合に転倒災害が発生しやすいことがわかります。

また、0 以上5 未満の場合においても47%を占めており、気温が5 未満の場合には転倒に十分注意する必要があります。

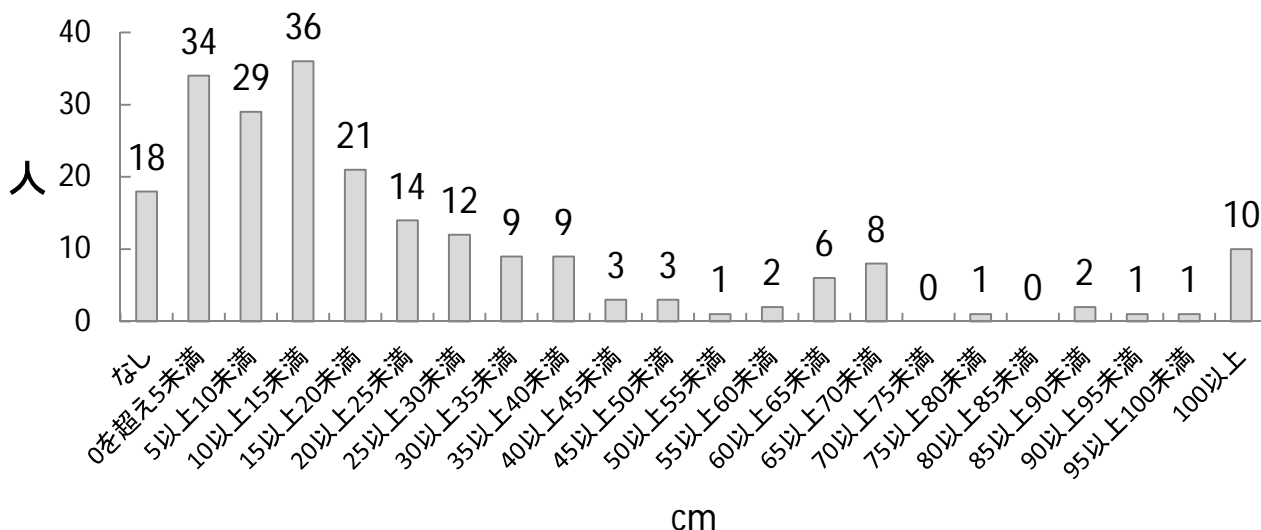


積雪量別では15cm未満の場合に多く発生しています

積雪量別では、**10cm以上15cm未満(16%)**がもっとも多く、ついで0cmを超え5cm未満(15%)、5cm以上10cm未満(13%)の順となっており、積雪量が少ない場合であっても、注意する必要があります

また、日中に融雪により水たまりができ、夜間の冷え込みで氷となる場合も多いので、除雪後であっても注意が必要です。

凍結等による転倒災害における積雪量分布(H22～H24)



「凍結等による転倒災害防止」チェックリスト

事業場における「凍結等による転倒災害防止対策」について自主点検し、実施できていない項目は早急に対策しましょう

(例)

項目	はい	いいえ
(1) 安全衛生委員会等において、凍結等による転倒労働災害防止対策について審議し、対策をとっていますか		
(2) 気象情報を迅速に把握し、凍結等が予想される場合対応できる連絡体制を構築していますか		
(3) 滑りにくい履物を着用させていますか		
(4) 通路や作業床について滑り止め措置をしていますか		
(5) 労働者からの聴き取り等により、危険箇所マップ等を作成していますか		
(6) 労働者に対し安全教育や運動指導を行っていますか		

冬季の凍結による転倒災害防止対策について

以上の分析結果を踏まえ、冬季の凍結による転倒災害防止対策として、下記の対策を実施しましょう

1 事業者が行う事項

- ・冬季(特に初期)については、天気予報に注意し、寒波が予想される場合にはその旨を**労働者に周知すること**
特に気温が5℃以下であり、積雪が少しでもあるときは、より一層注意喚起を図ること。
- ・出勤時間には余裕を持たせ、また、天候の急変等でやむを得ず出勤時間に間に合わないときでも労働者に転倒災害に通じるあせりが生じないような配慮をすること。
- ・早めに駐車場及び駐車場から事業場までの通路を確保するため、**除雪や融雪剤の散布などを行うこと**。
さらに、凍結等により**特に危険のある箇所には転倒防止用マット等を敷くこと**。
- ・構内における労働者がよく利用する屋外(半屋外)通路を優先的に除雪し、**出入り口については転倒防止用マット等を敷くこと**。
なお、融雪のための散水を行う場合は水はけに注意すること。
- ・早めに事業場内を点検し、特に凍結して滑りやすい箇所、除雪が困難で通行が難しい箇所など危険な場所を特定し、これを周知すること(構内安全マップ等の作成)
- ・やむを得ず屋外で作業を行わせる場合は、労働者に**ヘルメットや膝、肘パット等を着用させること**。

2 労働者が行う事項

- ・凍った路面を歩くときは**ゴム長靴等滑りにくい靴を着用するとともに**、歩幅を普段より狭くし、足の裏をつけた「すり足」を行うこと。
- ・日頃から運動を心がけ、身体能力の維持向上に努めること。
特に50歳以上の高年齢労働者は、心身能力と行動に大きな不一致を生じる場合があり、身体機能の低下を防ぐための**運動に努めること**。
- ・接客や荷物の積卸し等、屋外で作業を行う際は、あせらずゆっくりと行動することを心がけること。
また、事業者からのヘルメット等の着用の指示に従うこと。